

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年四月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月四日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越入間線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
狭山市大字南入曾字堂ノ前原五 五三番一から同市大字南入曾字 堂ノ前原五五三番四地先まで		区 間
一〇・四〇〃 一一・六〇	七・八〇〃 八・二〇	敷地の幅員 (メートル)
一一二・〇〇		延長 (メートル)
歩道整備事業による。		備考